

令和3年4月16日（金）

「新型コロナウイルス感染症」への対応について

県立姫路南高等学校

校長 駒田 勝

本校では、県教育委員会の指導のもと、学校教育の実施と感染拡大防止の双方の観点から、状況に応じて適切に判断し、教育活動等を行っていきたいと考えています。

昨日、県で開催されました「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の決定内容を踏まえ、下記のとおり教育活動等を進めて参りますので、保護者の皆様にはご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1 教育活動

- (1) 県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増していること、学校内での感染拡大の恐れが高くなっていることを念頭に、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行います。
- (2) 県外で活動する場合（修学旅行を含む）においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施します。
- (3) 特に、感染拡大を予防するため、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、まん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域や国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定します。

2 部活動【4月19日(月)～5月5日(水)までの取扱い】

- (1) 県外での活動においては、一部の大会等を除き、原則実施しません。
- (2) 県内で活動する場合は、県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増していること、学校内での感染拡大の恐れが高くなっていることを念頭に、教育活動における感染防止対策に加え、以下の点に留意し、活動します。

- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しません。
- ・活動時間は、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とします。
- ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめます。
- ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用させます。
- ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避けるよう指導します。

3 感染防止対策【4月16日(金)～5月5日(水)までの取扱い】

緊急事態宣言時と同様に、次のとおりとします。

- ・生徒に毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底します。
- ・生徒はもとより、同居の家族が、発熱等の風邪症状やPCR検査を受けている場合には、当該生徒に登校しないよう徹底し、出席停止の扱いとします。

(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置)

- ・出席停止期間中については、ICTの活用も含め学習支援に十分配慮します。